

鳥取県公立高等学校就学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県公立高等学校就学支援金（以下「本支援金」という。）の交付について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本支援金は、法第2条に規定する高等学校等のうち、県立高等学校に在学する生徒に就学支援金を支給することにより、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支援金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次条の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で本支援金を交付する。

(支給要件)

第4条 本支援金は、法第4条により就学支援金の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に支給する。

(支援金の額)

第5条 本支援金の額は、法、施行令及び省令の定めるところにより算定された額とする。

(受給資格の認定)

第6条 生徒は、本支援金の支給を受けようとするときは、「高等学校等就学支援金事務処理要領」（平成26年4月文部科学省制定）の定めるところにより、鳥取県教育委員会教育長に対し、その在学する高等学校における就学について、本支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(代理受領者)

第7条 鳥取県教育委員会は前条の認定を受けた者に代わって本支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成26年度から適用する。